

3 特定資産譲渡等損失額の計算の特例

(1) 特定引継資産に係る譲渡等損失額の計算の特例

① 特例の内容

特定資産譲渡等損失額の計算にあたり、内国法人が支配関係法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時に有する資産及び負債の時価評価を行う場合には、その時価評価の状況に応じて特定引継資産に係る譲渡等損失額を計算することができます（法令123の9①）。

イ 時価純資産価額が簿価純資産価額以上である場合

支配関係法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額が簿価純資産価額以上である場合には、その適用期間における特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額は無いものとされます（法令123の9①一）。したがって、この場合には、特定引継資産に係る譲渡等損失額の全額が損金の額に算入されることとなります。

ロ 時価純資産価額が簿価純資産価額に満たない場合

支配関係法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額が簿価純資産価額に満たない場合には、損金不算入となる特定引継資産に係る譲渡等損失額は、その特定引継資産に係る譲渡等損失額のうち、簿価純資産超過額から次の i 及び ii の金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とされています（法令123の9①二）。

- i 内国法人が支配関係法人の欠損金の引継ぎについて支配関係法人の簿価純資産超過額が特定資産譲渡等損失額に満たない場合に特定資産譲渡等損失相当額として欠損金の引継ぎの制限を受けた金額の合計額（第1節2（4）①ハの特例により制限を受けた金額の合計額）
- ii その事業年度前の適用期間内の日の属する事業年度の特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額でその簿価純資産超過額に